

**ライオンズクラブ国際協会 335 - A地区  
地区ガバナー並びに第1副地区ガバナー立候補者届出内規**

- 第1条 ライオンズクラブ国際協会 335 - A地区における地区ガバナー立候補者並びに第1副地区ガバナーの立候補者届出は、この内規による。
- 第2条 地区ガバナー候補者の資格は、国際会則付則第9条第4項に定められているとおりで、その他の資格要件を付すことはできない。
- 第3条 第1副地区ガバナー候補者の資格は国際会則付則第6条第(b)に定められているとおりで、その他の資格要件を付すことはできない。
- 第4条 立候補者の所属クラブは、立候補者本人の申し出を受け、その資格を確認の上クラブ理事会及び例会の推薦決議を得て、立候補者届出を行う。但し、この方法に依らない場合は、国際会則付則第9条第4項(d)に定める他の方法を得て届出る。
- 第5条 立候補者届出は別紙様式による候補者本人の届出書に必要な推薦状を付して、立候補者本人または所属クラブが地区ガバナーに届出る。
- 第6条 立候補届出開始日は12月10日とし、締切日は1月10日とする。
- 第7条 1月31日までに、地区ガバナーは名誉顧問、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソンによる合同会議を開催し、所信表明を確認の上推薦する。
- 第8条 推薦された次期地区ガバナー、次期第1副地区ガバナー立候補者を2月10日付で選挙管理委員会に付託する。
- 第9条 この内規の改廃は地区キャビネット会議の決議による。

(付則)                    2006年7月24日      施行  
                             2011年5月30日      一部改正施行